

## 加須市地域防災計画（震災対策編）改訂（案）の概要

1 改訂の体系

現計画に掲載されている対策の順番が、発災後に想定される事象への対応順でないため、時系列に整理するとともに、風水害対策編の体系と整合をとり、次のとおりとします。

また、今後策定する業務継続計画及び災害時受援計画とも整合を図ります。

## 第1章 総則

## 第2章 震災予防計画

## 第3章 震災対応体制計画 … 災害警戒本部、災害対策本部、総合支所本部の体制

現計画では、職員の各段階での役割を第3章震災応急対策計画の中に溶けこませており、計画を読み進めないと把握できないが、改訂では、職員の配備体制や災害警戒本部、災害対策本部、総合支所本部の体制を示し、平時からも確認できるようにする。

## 第4章 震災初動対応計画 … 初動期間の発災直後から3日目までの対策

## 第5章 震災応急・復旧計画 … 4日以降の対策（概ね1か月後まで）

## 第6章 市民の行動 … 平時からの対策と震災後における対応

市民が率先して災害対策を講じ、自助・共助への一助としての確かな避難行動や避難場所での協力を促す。

## 第7章 南海トラフ地震に関する対応措置計画

気象庁にて、平成29年11月1日より、「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始したことに伴い、「東海地震に関する情報」の発表は行ってないことから、対応措置を変更した。

## 第8章 火山噴火降灰対策計画

## 2 職員配備体制の基準（発災直後）の変更

震災の過去の事例を考慮し、発災直後における適時適切な体制にて対応するため次のとおり変更します。

### ■現計画の体制

配備体制	配備基準	活動内容
第1配備 (準備体制)	震度4	震度4に該当する地域及び危機管理防災課が、被災情報の収集及び伝達を任務として活動する体制
第2配備 (警戒体制)	震度5弱	・災害警戒本部の設置 上記に加えて被災状況の調査、応急対応及び非常体制の設置に備えて活動する体制
第3配備 (非常体制)	震度5強 以上	・災害対策本部の設置 ・災害地区支援班の配備 応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制 さらに、非常災害又は激甚な震災が発生した場合に、市の組織・機能の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を推進する体制

### ■変更案

配備体制	配備基準	配置職員	活動内容
情報収集体制	震度4 4.0以上- 4.5未満	・危機管理防災課 ・支所防災担当職員	・市民や他機関等からの被災情報の収集及び伝達を任務として活動する体制 ・総合支所防災担当職員は、各支所の震度計の数値を確認及び各地域の状況を危機管理防災課へ報告する。
警戒体制	震度5弱 4.5以上- 5.0未満	・上記職員 ・災害警戒本部長 ・地域振興課 ・施設管理者 ・必要に応じて動員	【災害警戒本部の設置】 ・インフラ、公共施設等の被災状況の調査及び報告を任務として活動する体制 ・応急対応及び非常体制の設置に備えて活動する体制
非常体制	第1配備 震度5強 5.0以上- 5.5未満	・上記職員 ・災害対策本部長 ・被災情報収集班 ・避難場所運営支援班 ・職員班 ・災害地区支援班 ・他各課1/2の職員 (その他の職員は交代に備え自宅待機) ・必要に応じて動員	【災害対策本部の設置】 ・応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第2配備 震度6弱以上 5.5以上	・全職員	【災害対策本部の設置】 ・非常災害又は激甚な震災が発生し、市の組織・機能の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を推進する体制

### 3 災害対策本部員の責務の明確化

現計画では、本部員が担当する災害対策が明確ではなく、各本部員直属の課所が担当する班組織の進捗を管理するのみであったが、全庁体制として、迅速かつ的確に対応するため、本部員の責務として担当する災害対策を明確にし、対応にあたります。

本部員（部名）	災害対策	主な役割
環境安全部	総括	災害対策の総括 災害対策本部の運営
	被害状況	被害情報の収集
	避難対策	避難対策
	生活支援	民生安定のための緊急措置
	廃棄物	災害廃棄物の処理
総合政策部	受援	応援要請、要員確保 国・県・協定先との連絡調整
総務部	職員	職員の安否、招集状況の確認 職員動員、配置の調整
	り災証明	家屋等被害調査体制の整備 り災証明交付体制の整備
	遺体	安否情報、遺体処置の対応
経済部	物資	災害物資の管理 拠点集積所の運営
こども局長	避難場所	避難場所開設・運営 幼児・児童の安全確保
福祉部	要援護者	在宅災害時要援護者の安全確保 福祉避難所の開設運営
	ボランティア	災害ボランティアセンターとの連携
	災害救助法	災害救助法の適用
健康医療部	保健衛生	医療機関との連携 医療救護所の開設・運営 保健衛生、感染症予防への対策
都市整備部	危険度判定	被災建物・宅地の危険度判定
	施設復旧	道路啓開、被害施設の応急対応 被害施設の応急対応
	仮設住宅	仮設住宅の設置
上下水道部	上下水	飲料水、生活用水の供給
生涯学習部	教育施設	施設の被害調査 文化財等の退避及び被害調査
学校教育部	文教	児童生徒の安全確保、把握
出納部	会計	義援金の受入れ・保管・配分
協力部	議会	市議会議員との連携
秘書課	秘書	本部長、副本部長の秘書 コールセンターの運営
騎西総合支所	騎西地域	地域内の被害調査 総合支所災害対策本部の運営 災害時要援護者の避難対策
		地域内の被害調査 被害施設の応急対応
北川辺総合支所	北川辺地域	地域内の被害調査 総合支所災害対策本部の運営 災害時要援護者の避難対策
		地域内の被害調査 被害施設の応急対応
大利根総合支所	大利根地域	地域内の被害調査 総合支所災害対策本部の運営 災害時要援護者の避難対策

		地域内の被害調査 被害施設の応急対応
埼玉東部消防組合	消防	救出救助及び傷病者の搬送 消防相互応援出動要請

#### 4 災害対策における初動体制の見直し

初動時において、迅速かつ効率的に情報収集し、適切な対応ができる体制を整える必要があることから、全庁的かつ横断的な体制を構築します。

ア 発災直後は、被害状況が把握できないため、災害対策本部にて直後の対策を講じるための情報収集を発災直後から約3時間以内を目途に実施するため、各地区の被害の概括状況を「災害地区支援班」にて調査する被災情報収集体制を構築します。

また、インターネットやSNS、コールセンターへの問い合わせも併せて収集し、被災情報を一元的に収集する体制を構築します。

イ 避難場所を担当する体制を構築し、一元的に開設・運営や感染症の対策を行う。なお、風水害対策編と整合をとり対策を充実させます。

(案)・風水害対策編と同様、避難場所を統括する班を定めます。

ウ 職員の安否や動員、配置状況、ローテーションを一元的に管理し指示する体制を構築します。

エ 国、県及び協定先との受援の調整を行う体制を構築します。

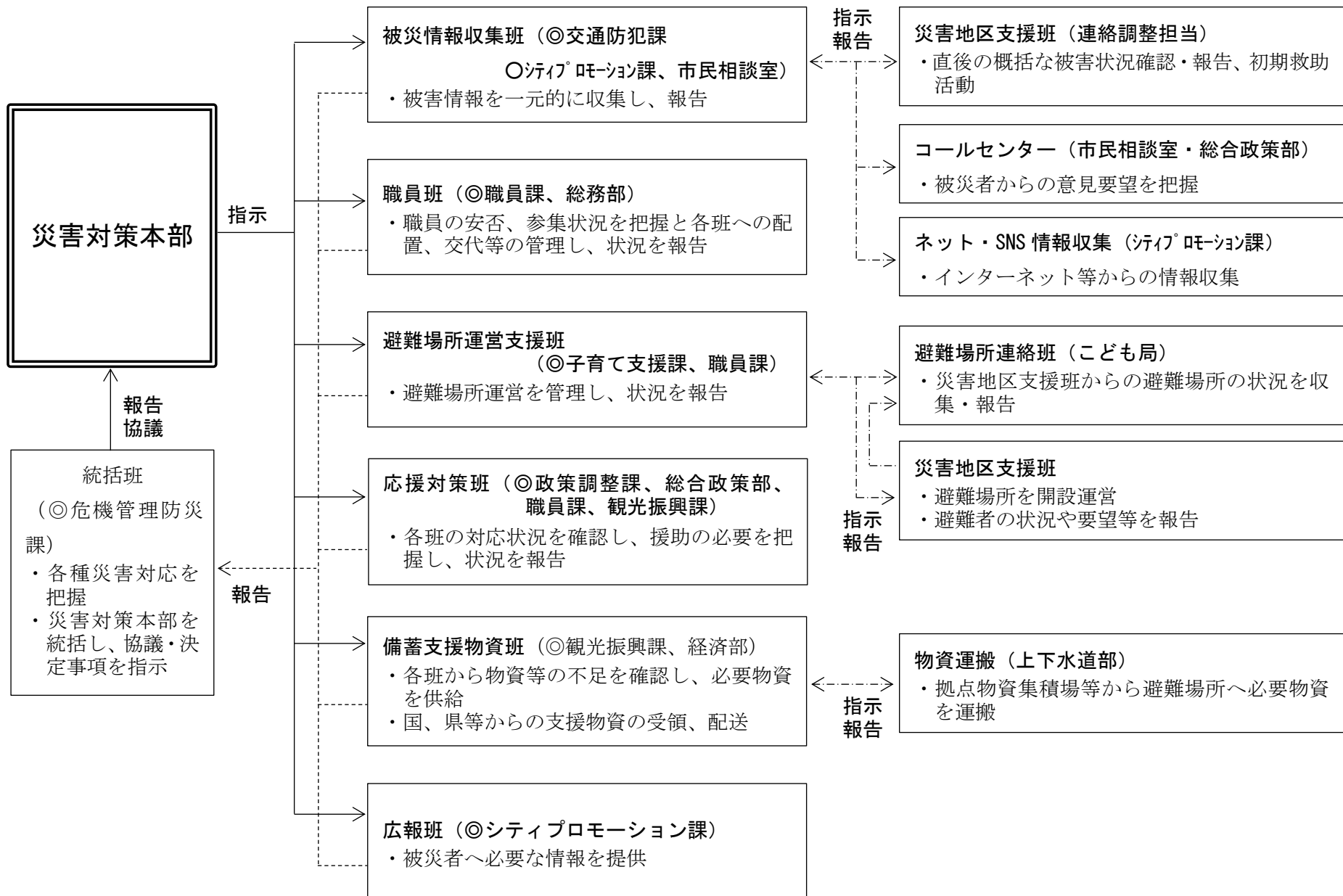
オ 支援物資の収受、運搬の体制を構築します。

カ 下記体制案の主管課長は、災害対策本部付けとします。

##### ■災害時初動体制案

班体制	担当部課 (◎主管課)
被災情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報集約 - ◎交通防犯課、○シティブロモーション課、○市民相談室</li> <li>・概括被害状況収集 - ○災害地区支援班</li> <li>・ネット・SNS - ○シティブロモーション課</li> <li>・コールセンター - ○市民相談室</li> </ul>
避難場所運営支援班	◎子育て支援課、こども局、災害地区支援班 ○職員課
職員班	◎職員課、総務部
応援対策班	◎政策調整課、総合政策部 ○職員課 ○観光振興課
備蓄支援物資班	◎観光振興課 (物資集約)、経済部 ○下水道課 (運搬) ○水道課 (運搬)

■災害時初動体制（発災直後）



## 5 避難所名称の変更と該当施設及び役割の整理

現計画の避難所は、下記の5区分となっており、職員を配置するのは拠点避難所となっている。

台風第19号での検証でも、避難所の名称が複数あり、分かりづらいとの指摘があったことから、下記のとおり、避難所の名称とその役割を変更します。

なお、学校施設は、早期の学校再開が、子供の心のケアと地域の復旧復興に貢献することから、長期化する場合は、比較的面積のとれる公共施設に再編します。

避難所名称		施設名	役割・理由
変更前	変更後		
<u>拠点避難所</u> (23箇所) (全小学校と北川辺中学校を指定)	<u>震災時避難場所</u>	全小学校・北川辺中学校 (23箇所)	<u>【役割】震災直後の避難場所</u> 概ね1週間以降、徐々に震災時補助避難場所へ移動し、避難場所を再編する。 震災直後に小学校で受け入れできない場合、中学校を開設する。
<u>補助避難所</u> (8箇所) (中学校を指定)	<u>震災時補助避難場所</u>	加須市民体育館 パストラルかぞ 市民プラザかぞ 不動岡高校 南篠崎体育館 ふじアリーナ キャッスルきさい SFAフットボールセンター みのり 大利根総合福祉会館 大利根文化体育館 アスタホール (12箇所)	<u>【役割】一定期間(仮設住宅設置まで)、避難が必要となった場合の避難所</u>
<u>一時避難所</u> (40箇所) (コミュニティーセンター等公共施設)	<u>自主避難場所</u>	耐震化している公共施設及び公園 (41箇所)	<u>【役割】市民が、自身の判断で、身の安全を確保するため一時的に避難する場所</u>
<u>一時避難場所</u> (24箇所) (公園・寺等)			
<u>福祉避難所</u>	<u>福祉避難所</u>	変更なし (23箇所)	

6 加須市地域防災計画（震災対策編）等における策定スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月
地域防災計画（震災対策編）	事務局	← 計画案作成 →		← 計画案意見照会 →	← 計画案意見照会 (7/19) →	← 計画案意見照会 →	← 計画案意見照会 →				← 印刷（業務委託） →		● 配付※
	庁内		● 庁内検討委員会 (5/24)		● 計画策定委員会 (7/8)	● 庁内検討委員会 (2回目)	● 計画策定委員会 (2回目)	● 計画策定委員会 (3回目)		● 計画策定委員会 (4回目)			
	外部					● 庁内検討委員会 (3回目)	● 庁内検討委員会 (4回目)		パブリックコメント ↓ ● 防災会議 ↓ ● 県への計画案照会				

※計画の配付先：防災会議委員、国・県議会議員、市議会議員、協定締結団体、避難場所施設管理者、各部局長、各課室